

令和2年9月25日  
(一社)日本電設工業協会  
事務局

**会員各位**

令和2年9月25日、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 よりメールにて  
下記の周知依頼を受けました。

記

**催物の開催制限等の変更に伴う感染防止策の徹底について**

(周知依頼文より抜粋)

各位

先週9月19日以降の催物開催については、一定の要件を満たすことを前提に、当面11月末まで、人数上限及び収容率要件の目安を変更する旨を周知させていただいたところですが、内閣官房コロナ室より、改めての事務連絡が参りましたので、周知致します。

ご連絡が遅くなりまして申し訳ございませんが、貴団体におかれましては、引き続き感染拡大の防止に取り組んでいただくとともに、貴会会員に対し周知していただけますようよろしくお願いいたします。

**【事務連絡の留意事項 (抜粋)】**

- 大規模なイベントの開催に当たっては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、催物の前後における感染拡大リスクが高まる場合がある。引き続き、イベント主催者等からの注意喚起に加え、関係する各所管団体等に対して、イベント主催者等との連携等を図りながら、催物の前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。
- 関係する各所管団体等に対して、催物の開催規模が拡大することに伴い、感染防止策のさらなる見直しが必要となる場合には、必要に応じて、更なる感染防止策を実施するよう促すこと。

引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

国土交通省  
不動産・建設経済局 建設業課

=====



事務連絡  
令和2年9月18日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

### 催物の開催制限等の変更に伴う感染防止策の徹底について

現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの適切な見直し、イベント主催者等による必要な感染防止策の実施、イベント主催者等における感染防止の取組の公表等を前提に、当面11月末まで、人数上限及び収容率要件の目安を変更することとしている。

関係各府省庁においては、以下の点について留意されたい。

- 大規模なイベントの開催に当たっては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、催物の前後における感染拡大リスクが高まる場合がある。引き続き、イベント主催者等からの注意喚起に加え、関係する各所管団体等に対して、イベント主催者等との連携等を図りながら、催物の前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。
- 関係する各所管団体等に対して、催物の開催規模が拡大することに伴い、感染防止策のさらなる見直しが必要となる場合には、必要に応じて、更なる感染防止策を実施するよう促すこと。

以上